



金 沢 市 公 報

号外第11号の2

令和6年(2024年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 (福祉政策課)	1
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	1
○金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (生活支援課)	3
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども相談センター)	5
●告 示	
○金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱 (危機管理課)	5
○金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱 (建築指導課)	10
○金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱の一部改正について (歴史都市推進課)	15
○金沢市多子世帯等子育て支援臨時給付金の支給に関する要綱及び金沢市子育て世帯年度末支援臨時給付金の支給に関する要綱の廃止について (子育て支援課)	15
●教育委員会規則	
○金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (学校職員課)	15
○金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 (市立工業高等学校)	16
●公営企業管理規程	
○金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	16
○金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程 (")	16
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	21

規 則

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第37号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則(昭和36年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号ロ及び第1号の2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第38号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則(昭和35年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号中「次条第1項」の次に「、第6条の5」を加える。

第6条の3第2項中「第36条第2項」を「第36条第2項本文」に改め、「次条」の次に「及び第6条の5」を加える。

第6条の4中「決定」の次に「(条例第36条第2項ただし書の規定により減免申請書の提出を要しない場合(以下「市民税職権減免の場合」という。)における減免の決定を除く。)」を、「あった日」の次に「(当該者が次条第1項第2

号に規定する者である場合は、同条第2項に規定する大規模災害発生日)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第6条の5 条例第36条第2項ただし書に規定する市長が必要があると認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 広範囲にわたる災害（市長が認める災害に限る。以下「大規模災害」という。）により、減免申請書の提出が著しく困難である場合その他の減免申請書の提出を求めることが不適当であると認められる場合

(2) 当該者が、当該大規模災害により第6条の3第1項第4号コに規定する者に該当することとなったと認められる者である場合

2 市民税の減免の決定（市民税職権減免の場合における減免の決定に限る。）は、当該大規模災害が発生した日として市長が別に定める日（以下「大規模災害発生日」という。）以後に納期の末日が到来する納期分の税額について行うものとする。

第7条第1号中「第32条の2第6項」を「第32条の2第7項」に改め、同条第2号中「第32条の2第7項」を「第32条の2第8項」に改める。

第7条の3第1項を次のように改める。

固定資産税の減免の決定（条例第56条第3項第2号に該当して同項の規定により同条第2項の規定による申請書（以下この条から第7条の5までにおいて「減免申請書」という。）の提出を要しない場合（以下「固定資産税職権減免の場合」という。）における減免の決定を除く。以下この条において同じ。）は、減免申請書を提出した者について、当該減免申請書の提出のあった日（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日。以下この項において同じ。）以後に納期の末日が到来する納期分の税額（条例第56条第1項第2号から第4号までに該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合は、法第20条の4の2第6項の規定により最初の納期に係る分割金額に合算された納期ごとの分割金額に係る1,000円未満の端数のうち、当該減免申請書の提出のあった日以後に納期の到来する納期分に係る1,000円未満の端数の税額を含む。）について、次条に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第11条の2の規定により減免申請書の提出期限の延長があった場合 当該減免申請書に係る固定資産が条例第56条第1項第2号から第4号までに掲げる固定資産に該当した日（以下「減免事由発生日」という。）

(2) 当該減免申請書に係る固定資産が第7条の5第1項第2号に規定する固定資産である場合 大規模災害発生日第7条の3第2項中「をする旨」を削り、「減免の事由の発生日」を「減免事由発生日又は大規模災害発生日」に改める。

第7条の4第2項中「場合」の次に「(固定資産税職権減免の場合を除く。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前条第1項第1号に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「減免申請書の提出日」とあるのは「減免事由発生日」とし、同条第1項第2号に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「減免申請書の提出日」とあるのは「大規模災害発生日」とする。

第7条の4の次に次の2条を加える。

(固定資産税職権減免の場合の減免の決定等の特例)

第7条の5 条例第56条第3項第2号に規定する市長が必要があると認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 大規模災害により、減免申請書の提出が著しく困難である場合その他の減免申請書の提出を求めることが不適当であると認められる場合

(2) 当該固定資産が、当該大規模災害により第7条の2第3号の表の左欄又は同条第4号の表オの項の左欄に掲げる固定資産に該当することとなったと認められる固定資産である場合

2 固定資産税の減免の決定（固定資産税職権減免の場合における減免の決定に限る。以下この条において同じ。）は、大規模災害発生日以後に納期の末日が到来する納期分の税額（法第20条の4の2第6項の規定により最初の納期に係る分割金額に合算された納期ごとの分割金額に係る1,000円未満の端数のうち、当該大規模災害発生日以後に納期の到来する納期分に係る1,000円未満の端数の税額を含む。）について、次条に定めるところにより行うものとする。

3 条例第56条第1項第3号に該当する固定資産について固定資産税の減免の決定をした場合は、当該大規模災害発生日がその年度の賦課期日の翌日以後であるときは、当該年度の翌年度の税額についても次条に定めるところにより減免の決定を行うものとする。

(固定資産税職権減免の場合の減免額の算出方法の特例)

第7条の6 固定資産税の減免をする場合（固定資産税職権減免の場合に限る。）の減免の額は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に第7条の2第3号又は第4号（同号の表オの項に限る。）に定める減免の割合を乗じて得た額の合計額に、次の表に掲げる大規模災害発生日の区分に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。

大規模災害発生日	期別の割合
第1期の納期限まで	4分の4
第1期の納期限の翌日から第2期の納期限まで	4分の3
第2期の納期限の翌日から第3期の納期限まで	4分の2
第3期の納期限の翌日から第4期の納期限まで	4分の1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第39号

金沢市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

金沢市生活保護法施行細則（平成8年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書等）」に改め、同条第1項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第2項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改める。

様式第14号中 「氏名」を「氏名
個人番号」に改める。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第10条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

(宛先) 金沢市長

申請者 住所又は居所
(進学する者又は就職する者)
氏名
個人番号

次のとおり、進学・就職準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日 年 月 日
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等)
名称
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にレ印を付けてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金の延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- ③ その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に提出できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
- ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

金 融 機 関 名
本 ・ 支 店 名
預 金 種 別
口 座 番 号
口座名義人 (カナ)

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第17号中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第40号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第4の備考第1項中「自立援助ホーム（同条第1項に規定する住居をいう）」を「児童自立生活援助事業所（省令第36条の4第1項に規定する児童自立生活援助事業所をいう。以下同じ）」に改め、同備考第9項第1号中「自立援助ホームの入所児童」を「児童自立生活援助事業所に入居する児童」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第187号

金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、被災宅地等の復旧を支援するため、被災宅地等の復旧に必要な工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 被災宅地 令和6年能登半島地震により被害を受けた土地であって、当該被害を受けた時において住宅（企業、団体等の社宅、寮その他これらに類する施設を除く。以下同じ。）の用に供されていたと市長が認めるものをいう。
- 被災住宅基礎 被災宅地上の住宅建屋（住宅及びこれに附属する用途に供する建築物をいう。以下同じ。）の基礎をいう。
- 所有者等 次に掲げる者をいう。
 - 被災宅地の所有者
 - 被災宅地の管理者又は占有者（いずれも当該被災宅地の所有者から次条第1項に規定する対象工事の施工について承諾を得た者に限る。）

（補助金の交付）

第3条 補助金は、被災宅地又は被災住宅基礎（以下「被災宅地等」という。）の復旧のために必要な次の各号に掲げる工事（当該工事に関する調査及び設計を含む。以下「対象工事」という。）を行う当該被災宅地等の所有者等で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- 復旧工事（被災宅地を原形に復旧することを基本とした次のアからウまでのいずれかに掲げる工事（地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修であって、市長が適当と認める工事を含む。）をいう。）
 - のり面の復旧工事
 - 擁壁の復旧工事（既存の擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設の設置等を行う工事を含む。）
 - 地盤の復旧工事（陥没に対応する工事を含む。）
- 地盤改良工事（液状化が発生したとみられる区域における液状化の再発による被害を防止するための住宅建屋下の地盤を改良する工事をいう。）

(3) 被災住宅基礎の傾斜修復工事（当該被災住宅基礎の沈下又は傾斜を修復する工事をいう。）

2 対象工事の施工範囲は、令和6年能登半島地震により被害を受けた箇所及びその復旧のために必要があると市長が認める部分とする。

（計画の認定等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該対象工事に着手する前に、被災宅地等復旧計画認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る計画の認定が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

（計画の変更認定申請等）

第5条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る計画の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、被災宅地等復旧計画変更認定申請書（様式第2号）に関係書類を添えて市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（計画の廃止）

第6条 認定事業者は、第4条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、被災宅地等復旧計画廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画の認定の取消し）

第7条 市長は、認定事業者（第5条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。
- (3) 前条に規定する届出書の提出があったとき。

（交付の申請等）

第8条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定に係る対象工事の完了後15日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認められるときは、この期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、対象工事に要する費用の額から500,000円を控除した額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は7,666,000円を超えないものとする。

（適用除外）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する被災宅地等の工事については、当該対象工事に係る補助金を交付しない。

- (1) 宅地耐震化推進事業等の公共事業が施行される被災宅地における工事（当該公共事業に含まれない工事であると市長が認める工事を除く。）
- (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった被災宅地等の工事
- (3) 他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となる被災宅地等の工事（市長がこの要綱による補助金の交付の対象とすることが適当と認める工事を除く。）
- (4) 令和6年1月1日において、分譲宅地等の住宅開発事業の用に供されている被災宅地における工事
- (5) 併用住宅の用に供されている被災宅地等の工事で、非住宅部分に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該被災宅地等に適用される法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した所有者等が行う工事

（書類の整備等）

第11条 第8条第2項の規定による通知を受けた者は、補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 令和6年1月1日からこの告示の施行の日までの間に着手した対象工事については、この告示の規定の例により補助金の交付を行うことができるものとする。

様式第1号(第4条関係)

被災宅地等復旧計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

事業区分	<input type="checkbox"/> のり面の復旧工事 <input type="checkbox"/> 擁壁の復旧工事 <input type="checkbox"/> 地盤の復旧工事 <input type="checkbox"/> 地盤改良工事 <input type="checkbox"/> 被災住宅基礎の傾斜修復工事
事業箇所	金沢市
完了予定	年 月 日
補助金交付申請予定額	金 円

備考

該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第2号(第5条関係)

被災宅地等復旧計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で認定の通知を受けた計画の内容を変更したいので、金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

事業箇所	金沢市	
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

様式第3号 (第6条関係)

被災宅地等復旧計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で認定の通知を受けた計画を取りやめたいので、金沢市被災宅地等復旧費補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

●金沢市告示第188号

金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災木造住宅の再建を支援するため、被災木造住宅の耐震診断、耐震改修工事又は建替え工事(以下「耐震改修等」という。)に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災木造住宅 次のアからウまでのいずれにも該当する建築物のうち、居住の用に供するものをいう。

ア 令和6年能登半島地震により被災し、り災証明が発行された建築物

イ 構造耐力上主要な部分(基礎、耐力壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床組及び横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))をいう。又は地盤に損傷を受けたと認められる建築物

ウ 木造の一戸建ての建築物(貸家の用に供するものを除く。)

(2) 耐震診断 被災木造住宅の地震に対する安全性の評価(耐震改修工事又は建替え工事を行うための評価に限る。)をいう。

(3) 耐震改修工事 被災木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

(4) 建替え工事 地震に対する安全性の向上を目的として、従前の被災木造住宅を除却し、住宅を新築する工事であって、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。

ア 当該従前の被災木造住宅の敷地(市長が特別の理由があると認める場合は、当該敷地以外の敷地を含む。)において住宅を新築する工事であること。

イ 新築する住宅が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められる住宅であること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、被災木造住宅の所有者(所有者の父母、配偶者、子である者等を含む。以下同じ。)のうち、市長が別に定める方法により当該被災木造住宅の耐震改修等を行う者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(計画の認定等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修等に着手する前に、被災木造住宅耐震改修等計画認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る計画の認定が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

(計画の変更認定申請等)

第5条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る計画の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、被災木造住宅耐震改修等計画変更認定申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の廃止)

第6条 認定事業者は、第4条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、被災木造住宅耐震改修等計画廃止届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(計画の認定の取消し)

第7条 市長は、認定事業者(第5条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。
- (2) 当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。
- (3) 第4条第2項の規定による認定の通知のあった日から1年を経過してもなお補助金の交付の申請を行わないとき。
- (4) 前条に規定する届出書の提出があったとき。

(交付の申請等)

第8条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定に係る耐震改修等の完了後15日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認められるときは、この期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表に定めるところによるものとし、その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(耐震診断に基づく耐震改修工事及び建替え工事の着手)

第10条 耐震診断に係る補助金の交付を受けた者は、当該耐震診断の結果に基づき当該被災木造住宅に係る耐震改修工事又は建替え工事をしなければならないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、耐震改修工事又は建替え工事を要しない。

(適用除外)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する被災木造住宅の耐震改修等については、当該耐震改修等に係る補助金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱に規定する耐震改修工事又は建替え工事の補助金の交付の対象となった被災木造住宅の耐震改修等
- (2) 他の補助制度による補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業に係る国の補助金を除く。)その他これに準ずるものの交付の対象となる被災木造住宅(過去に金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)による補助金の交付の対象となった被災木造住宅で、令和6年能登半島地震により耐震性が低下したものと認められる被災木造住宅を除く。)の耐震改修等(市長がこの要綱による補助金の交付の対象とすることが適当と認める耐震改修等を除く。)
- (3) 公費解体(令和6年能登半島地震によって損壊した被災木造住宅について、当該被災木造住宅の所有者の申請に基づき公費により解体及び撤去を行うことその他これに類する行為をいう。)の対象となった被災木造住宅の建替え工事
- (4) 被災木造住宅の売買を目的とする耐震改修等

(書類の整備等)

第12条 第8条第2項の規定による通知を受けた者は、補助金及び耐震改修等に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 令和6年1月1日からこの告示の施行の日までの間に着手した耐震改修等については、この告示の規定の例により補助金の交付を行うことができるものとする。

別表 (第9条関係)

区 分	補助金の額
耐震診断	耐震診断に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、150,000円を超えないものとする。
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の額以内の額とし、その額は、2,000,000円を超えないものとする。
建替え工事	建替え工事に要する費用（従前の被災木造住宅の除却に要した費用を除く。）の額以内の額とし、その額は、従前の被災木造住宅の延床面積に1平方メートル当たり22,500円を乗じて得た額又は1戸当たり2,000,000円のいずれか低い額とする。

様式第1号(第4条関係)

被災木造住宅耐震改修等計画認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

事業区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事
対象建築物の所在地	金沢市
完了予定	年 月 日
補助金交付申請予定額	金 円

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 事業の計画書、経費の配分及び収支予算書
 - (2) 現況の各階平面図及び現況写真
 - (3) 事業に係る位置図、配置図及び各階平面図
 - (4) 見積書の写し
 - (5) り災証明書の写し
 - (6) その他市長が必要があると認める書類

様式第2号(第5条関係)

被災木造住宅耐震改修等計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で認定の通知を受けた計画の内容を変更したいので、金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

対象建築物の所在地	金沢市	
変 更 の 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

備考 次に掲げる書類のうち変更しようとするものを添付してください。

- (1) 事業の計画書、経費の配分及び収支予算書
- (2) 事業に係る位置図、配置図及び各階平面図
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要があると認める書類

様式第3号 (第6条関係)

被災木造住宅耐震改修等計画廃止届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で認定の通知を受けた計画を取りやめたいので、金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

●金沢市告示第189号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要綱(平成13年告示第161号)の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 令和6年能登半島地震による被害への対応を目的として行われる保存整備事業であって、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に市長が当該被害の発生を確認した箇所において同年6月28日から令和11年3月31日までの間に行われるものに関するこの告示の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表伝統的建造物修理事業の項	80パーセント	90パーセント
別表一般建造物修景事業の項	70パーセント	80パーセント
別表環境物件等復旧修景事業の項	80パーセント	90パーセント
別表の備考第1項	含めることができる	含めないものとする

●金沢市告示第190号

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 金沢市多子世帯等子育て支援臨時給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第216号)
- (2) 金沢市子育て世帯年度末支援臨時給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第309号)

令和6年6月28日

金沢市長 村 山 卓

教 育 委 員 会 規 則

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則(平成28年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「事項」の次に「(職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「教育委員会」の次に「又は石川県教育委員会」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関する事項を除く。）のうち、次に掲げる事項について教育委員会又は石川県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、石川県教育委員会に意見を述べるときは、教育委員会を経由するものとする。

- (1) 第2条に定める協議会の目的を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題の解決に資する一般的な事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「（出勤の記録等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員は、出勤したとき又は退勤するときは、庶務事務システム（教育長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。）を使用する方法により出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。ただし、これにより難しい場合にあっては、職員の勤務時間の状況を把握する方法として教育長が別に定める方法によるものとする。

第26条第2項中「出勤簿その他の」を削る。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条、第5条及び第6条から第9条までの規定中「指定工事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

第11条第1項から第3項までの規定中「指定工事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第12条から第17条までの規定中「指定工事業者」を「指定給水装置工事事業者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定工事業者」を「排水設備工事業者」に改める。

第3条第3項第3号中「専属の責任技術者の」を「選任することとなる責任技術者に係る」に改める。

第4条第1号中「専属の責任技術者を置く者である」を「責任技術者を選任している」に改める。

第5条、第7条第1項、第8条及び第9条中「指定工事業者」を「排水設備工事業者」に改める。

第11条第1項中「指定工事業者」を「排水設備工事業者」に改め、「専属の」を削り、同条第2項中「指定工事業者」を「排水設備工事業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 排水設備工事業者は、責任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の営業所の責任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の営業所の責任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

第12条（見出しを含む）、第13条及び第14条中「指定工事業者」を「排水設備工事業者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

排水設備工事業者の指定を受けたいので、金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第3条第1項の規定に基づき申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事 業 の 範 囲	

排 水 設 備 工 事 の 事 業 を 行 う 営 業 所 の 名 称	
上 記 営 業 所 の 所 在 地	
上 記 営 業 所 で 選 任 さ れ る こ と と な る 責 任 技 術 者 の 氏 名	責 任 技 術 者 証 の 登 録 番 号

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

排水設備工事業者指定事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

届出者

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第7条第2項の規定に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第5号(第7条関係)

排水設備工事業者廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

届出者

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第7条第3項の規定に基づき、次のとおり排水設備工事業者の 廃止
休止 を届け出ます。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年 月 日	
(廃止・休止・再開) の理由	

様式第6号(第11条関係)

責任技術者選任・解任届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

届出者

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第11条第2項の規定に基づき、次のとおり責任技術者の選任 解任 を届け出ます。

排水設備工事の事業を行う営業所の名称		
上記営業所で選任又は解任をする責任技術者の氏名	責任技術者証の登録番号	選任又は解任の年月日

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に存する改正前の第1号様式及び第4号様式から第6号様式までの書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第5号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程(平成25年病院事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(口頭による納入の通知)

第18条の2 前条の規定にかかわらず、第24条第1項第2号に掲げる収入については口頭、掲示その他の方法をもって納入通知書に代えることができる。

第21条第2項中「第24条」を「第24条第1項第1号」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 第1項の場合において、企業出納員は、領収印を使用するものとする。

第24条中「現金取扱員又は指定公金事務取扱者」を「又は現金取扱員」に、「所定の領収証書の」を「次の各号に定める区分により当該各号に定める様式の領収証書に」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 医療費に使用するもの 様式第18号その2
 - (2) 病児保育利用料に使用するもの 様式第19号の2
- 第31条の次に次の1条を加える。

(繰替払のできる経費の指定)

第31条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の8第3号の規定により繰替払のできる経費は、指定納付受託者に支払う手数料とし、繰り替えて使用することができる収入金は、当該指定納付受託者が納付した収入金とする。

様式第18号中「第21条」の次に「、第24条」を加える。

様式第19号の次に次の様式を加える。

様式第19号の2 (第24条関係)

(表紙)

第 号 領 収 証 書

枚 数		枚 数				番 号		番 号	
使 用 者 氏 名	受 入 高	払 出 高	書 損 高	残 高	番 号	番 号	年 月 日	年 月 日	
	(円 枚)	(円 枚)	(円 枚)	(円 枚)					
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
発 行 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
返 納 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
					発 行 印	受 領 印	発 行 印	受 領 印	
					企 業 出 納 員	企 業 出 納 員	企 業 出 納 員	企 業 出 納 員	

(金沢市立病院会計規程様式第19号の2)

(表 紙 裏)
領 収 証 書 発 行 控

使 用 月 日	番 号	か ら	ま まで	枚 数	単 価	金 額	企 業 出 納 員、 現 金 取 扱 員 印	事 務 局 次 長 印
月 日		番 から	番 まで					
月 日		番 から	番 まで					
月 日		番 から	番 まで					
月 日		番 から	番 まで					
月 日		番 から	番 まで					
月 日		番 から	番 まで					

No.5	No.4	No.3	No.2	No.1
領 収 証 書 年 度 病 児 保 育 利 用 料 円 金 沢 市 立 病 院 企 業 出 納 員 又 は 現 金 取 扱 員 (注) 本書に金沢市立病院企業 出納員又は現金取扱員の 領収印のないものは無効 とします。	「注」 記載事項は左に同じ	「注」 記載事項は左に同じ	「注」 記載事項は左に同じ	「注」 記載事項は左に同じ

備考

- この領収証書は5片
続式の100片綴とし、
例示の表紙を付けて調
製する。
- 金額をあらかじめ印
刷しておくこと。

附 則

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第21条第3項を改める改正規定及び第31条の次に1条を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。
- 2 改正前の第21条第3項の規定による指定納付受託者による納付の場合に使用する印の形式は、改正後の第21条第3項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和6年(2024年)6月28日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄